

平成27年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

平成27年 1月26日（月曜日）

開 会 午後 1時00分

閉 会 午後 2時28分

○会議に付した事件

1. 一般廃棄物最終処分場の民間施設の活用について
-

○出席委員（6名）

委員長	小西秀延君	副委員長	山田和子君
委員	吉田和子君	委員	斎藤征信君
委員	本間広朗君	委員	前田博之君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

生活環境課長	竹田敏雄君
生活環境課主査	三上裕志君
生活環境課主事補	高橋拓也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主 幹	本間弘樹君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは総務文教常任委員会協議会を開催したいと思います。

（午後 1時00分）

○委員長（小西秀延君） まず本日の協議事項であります、一般廃棄物最終処分場の民間施設の活用についてであります。担当課からの説明を求めます。竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） それでは、きょうは協議会を開催いただきましてお礼申し上げます。きょうの協議会の協議事項につきましては、前回昨年になりますけれども一般廃棄物最終処分場の方向性について説明をしております。そのときに1点目として今後の進め方について処理施設を所有している事業者の意向や、最終的な参考見積額などの提示が整った時点で説明ということと、2点目としては町が建設し維持管理をした場合の処理単価と民間の処理単価の比較について整理できた時点で説明をさせていただくということにしております。このことから今回資料をつくったものに沿って説明をしていきたいというふうに思います。最初に、1. 経過についてご説明いたします。今年度から可燃ごみは広域処理としております。発生する焼却灰につきましては環境衛生センターにある埋立地に現在入れております。しかし埋立残容量がなくなることから新年度、27年度から民間の埋立地で焼却灰等の処理を行うということで事業者との協議を進めております。事業者との協議の中で受託の承諾と参考見積額の提示がありましたので今後必要な事務処理手続きを進めていきたいというふうに考えております。次に、2. 処分コストについてであります。比較資料の説明等につきましては廃棄物対策グループリーダーの三上生活環境課主査のほうからご説明いたします。

○委員長（小西秀延君） 三上生活環境課主査。

○生活環境課主査（三上裕志君） それでは私のほうから処分コストについてということで比較資料のほうを説明させていただきたいと思います。次のページ資料1から資料6までになります。次のページをお開きください。資料1のほうを説明したいと思います。前回の委員会協議会の中で途中まで、事業費の部分までのご説明しておりますので、その部分については変更ありませんので割愛させていただきたいと思いますが、事業の概要については記載のとおりでありまして、今回は資料1につきましては既存の処分場をかさ上げした場合です。嵩上げの場合で起債に係る交付税措置を考慮したものの資料になっております。事業の概要としましては容積7,000立方メートルの処分場を嵩上げで工事するというような内容となっております。平成27年度には1,080万円、28年度に3,355万円、29年度に3億8,280万円の事業費となっております、事業総額が4億2,715万円ということになっております。中段から下の部分になりますけれども、この毎年の事業費に対する白老町の負担額という部分になります、まず補助金の交付金額につきましては前回もお話ししましたとおり、最近の交付状況から30%ということで試算をしております。27年度の事業については交付金の適用外となっておりますのでゼロ、28年度事業につきましては1,000万円、29年度

事業につきましては1億1,500万円の交付金額となっております。それに対しまして起債の対象額につきましては、総事業費から交付金額を引いたものとなっております。この起債対象額に対しまして起債の充当額ですが、これにつきましては起債対象額の90%が起債の充当額となっておりますので、それぞれ27年度事業が900万円、28年度事業が2,100万円、29年度事業が2億4,100万円ということになっております。起債の対象外となっております10%の部分でございます。この部分が単独費ということで、差し引きそれぞれ180万円、255万円、2,680万円が単独費ということになっております。起債充当額の部分の起債の償還額についてですが、これの借入条件としましては年利1.2%、元金据え置きなしの15年償還、元利均等の半年賦ということで計算をいたしております。27年度事業につきましては900万円の借り入れに対しまして起債償還額が986万2,000円、28年度事業につきましては2,100万円の借入額に対しまして2,301万円、29年度事業に対しましては2億4,100万円に対しまして、2億6,406万1,000円ということになっております。この起債償還額に対しまして交付税措置額といたしましては元利償還金の50%と見込んでおりますので、それぞれ492万円、1,149万円、1億3,203万円ということになりまして、合計町が実質負担する額といたしましては、27年度674万2,000円、28年度1,407万円、29年度1億5,883万1,000円ということで合計3カ年の実質負担額は1億7,964万3,000円ということになっております。続きまして、建設費は今説明したとおり1億7,900万円ということなのですが、つくって終わりではなくて、つくってその後埋め立てをして水がきれいになるまで維持管理をするというところまで含めまして、次の閉鎖までの維持管理経費という部分なのですが、詳しくは後ほど資料5のほうでご説明しますが、これにつきましては埋立期間、容積からありまして6年間、それに埋め立て終了後閉鎖できるまで5年間ということで、合計11年間の維持管理経費を見込んでおります。これにつきましては合計1億6,341万1,000円で、合計しますと3億4,305万4,000円でありまして、容積7,000立方メートルで割りかえますと1立方メートル当たりの処理単価につきましては4万9,007円ということになっております。これに対しまして町内の民間施設を活用する場合の処理単価についてですが、総処理量7,000立方メートルを重さに換算すると焼却灰の見掛け比重1.13トン、立方メートルで計算しますと7,910トンということになりますので、これに今いただいております民間の処分場からいただいております見積額トン当たり2万円、これに消費税を掛けたもので2万1,600円を掛けたものを7,000立方メートルで割りかえますと1立方メートル当たり2万4,408円の処理単価となるものであります。これは今消費税8%に見ていますので、再来年度からは10%になりますので、10%になりますと2万2,000円になりまして、処理単価のほうは2万4,860円ということになります。

次に資料2のほうを説明いたします。資料2のほうは資料1でご説明しました内容から交付税措置のない場合ということで、先ほど言いました交付税措置額、元利償還金の50%の部分を差し引いておりますので、その分処理単価が上がることになります。計算しますと、埋立物1立方メートル当たりの処理単価につきましては7万213円ということになっております。続きまして資料3です。資料3につきましては最終処分場を新設した場合、新しくつくった場合の資料になっ

ております。資料の3につきましては交付税を措置した、交付税措置を考慮した場合の試算となっております。同じく容積は先ほどのかさ上げの7,000立方メートルから1万5,000立方メートルと新設なので大きくなっております。それぞれの年度の事業費ですが、27年度につきましては324万円、28年度につきましては3,080万円、29年度につきましては1億5,698万1,000円、30年度につきましては4億9,592万4,000円、31年度につきましては2億663万5,000円、合計8億9,358万円ということになっております。これに対しまして交付金額、起債額等々、先ほどと同じような計算をいたしまして、実質の町の負担額につきましては、平成27年度324万円、平成28年度1,323万9,000円、平成29年度6,568万9,000円、平成30年度2億642万5,000円、平成31年度8,641万1,000円ということで、合計3億7,500万4,000円ということで試算となっております。これに対しまして閉鎖までの維持管理経費につきましては、先ほどのかさ上げの場合の11年間から容積がふえていますので長くなっております。新設の場合は埋立期間12年間、それに閉鎖までの5年間ということで17年間の維持管理期間ということで試算をしております。それを容積で割りかえますと埋立物1立方メートル当たりの処理単価につきましては4万2,428円ということの試算となっております。対しまして民間施設の場合の処理単価につきましては、先ほどと単価的には同じ金額2万4,408円ということになっております。続きまして資料4、これも交付税措置を考慮しないということですので、先ほどの交付税措置額、元利償還金が50%の部分を見込んでいない金額となっておりますので、1立方メートル当たりの処理単価については上がっております6万2,912円ということになっております。続きまして資料5のほうをご覧ください。先ほど説明しました閉鎖までの維持管理経費の試算の表であります。まず人件費です。人件費につきましては正職員1年間500万円、臨時職員1年間で150万円の人件費を支払うということで見込みました。それで埋立期間それぞれ6年間と12年間あるのですが、埋立期間に関してはこの正職員1名、臨時職員1名が必要だと。埋立終了後の廃止までの5年間につきましては臨時職員1名で、水処理の維持管理だけするという形で見込んでおります。計算しますと既設浸出水処理施設ということで、かさ上げのほうの経費としましては流しますと年間422万7,000円、新設の場合ですと502万9,000円という計算になっております。続きまして埋立の重機ということで、1.2立米のタイヤショベルを賃貸借した場合の経費は年間146万9,125円と、燃料費につきましては下にちょっと計算式を書いていますけれども、1日2時間、240日稼動ということで計算しまして116万6,400円、合計しますと263万6,000円の経費に係ると見込んでおります。

続きまして薬品代です。薬品費なのですが、これにつきましては今現在維持管理している部分がありますのでその実績、27年度の購入予定額から積算しております。今、維持管理している部分と変わらないだけ係るだろうということで同額を見込んでおります。これにつきましては埋立地に散布する薬剤及び水処理に関する薬剤と両方含んでいるものであります。続きまして電気料金です。電気料金につきましては、埋立地から水処理施設に圧送する分のポンプ代ですとか、水処理に係る分の電気代であります。これにつきましては、平成27年度の環境衛生センターの電気代です。全体に係る部分の、個別に電気代がわからないものですから、おおよそ全体に係る分の7割が水処理

の部分に係る分であろうということで試算しております。全体で 500 万円ぐらいに係る部分の 70%、350 万円を見込んでおります。

続きまして水処理施設の整備補修費ということで、やはり古くなれば古くなるほど維持管理修理する部分が出てきますので、これにつきましては環境安全な廃棄物埋立処分場の建設と管理という参考図書がありまして、こちらのほうから割合を出させていただいて試算しております。かさ上げの場合につきましては年間 294 万円、新設の場合につきましては 266 万円ということで試算をさせていただきまして、合計しますと、かさ上げの場合につきましては年間 1,485 万 5,500 円、新設の場合につきましては 1,537 万 7,500 円の維持管理経費に係ることとなります。これに埋立期間それぞれ 6 年と 12 年、閉鎖まで 5 年ということで見込みまして合計金額が先ほど説明しましたようにかさ上げのほうが 1 億 6,341 万 500 円、新設の場合が 2 億 6,141 万 7,500 円という計算となっております。またこの閉鎖まで 5 年ということで試算しているのですが北海道のほうで試算というか、ほかの埋立処分場の状況とかを見たかぎり、おおむね 5 年から 10 年の間で閉鎖できる場合が多いということで最小の 5 年で見ているところであります。続きまして資料 6 をご覧ください。民間最終処分場処理費の対比表ということで、現在町で見込んでおります、(株)ケイホクさん、(株)マルトラさんからいただいた参考見積りです。焼却灰に関しては両者とも一応トン当たり 2 万円の処理費で見積りをいただいているところであります。それに対しまして道内で一般廃棄物の受け入れを行っている民間施設の料金を三社参考に掲載しております。それぞれ 2 万 1,000 円、2 万 5,500 円、1 番高いところで 4 万円ということとなっております。またここには記載していないのですが道外の最終処分場に関しましても、おおむね 2 万円から 3 万円の間、大体 2 万 4,000 円とか 5,000 円の単価の処分場が多い状況となっております。以上で資料のほうの説明は終わります。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） それでは最後に今後の進め方をご説明したいと思えます。資料としては 1 番最初に戻りますけれども、先ほど説明した最後に、写真ちょっと見づらいですけれども、写真をつけております。(株)マルトラさんと、それから(株)ケイホクさんの埋立地の写真です。最初に(株)ケイホクさんがあると思うのですけれども太く黒く囲まれている部分が埋立地になります。それから次のページに(株)マルトラさんの写真があると思えますけれども、ちょっと見づらいと思うのですけれども真ん中の下のほうに少し碁盤の目になったような印が入っていると思うのですけれども、その部分がこれから新しくできる埋立地になります。その右上のほうがもう埋立が終わっているのですけれども今まで使っていた埋立地ということになります。それでは今後の進め方ですけれども、初めのページのほうに戻りますけれども、27 年度から埋め立てを行っていくこととなりますけれども、埋め立てする物につきましては焼却灰と、それから焼却不燃物、それから破碎残渣の 3 種類になります。物によって重さが違いますので処分費が異なるということになってきます。ですから埋立物ごとの単価見積もりとして、受入承諾事業者である(株)マルトラさんと(株)ケイホクさん 2 社で見積り合わせを行うことにしたいというふうを考えております。条

件としましては両者とも一般廃棄物処分業の許可を取得してもらおうということが条件というふうになります。1年間で約700トンの3種類の埋立物を処理するということになります。700トンは3種類全部合わせての700トンです。単価契約後にこのそれぞれの埋立物ごとに受入業者、決まった受入先と協議しながら、どういうふうに運んでくるかというような調整をしながら実際を搬入するという形になるというふうに考えております。ですから新年度で、時期は多分4月1日ということにはならないでしょうけれども、4月過ぎた時点で単価見積もり合わせという形になるということで事務を進めていきたいということであります。以上で今回の最終処分場の民間施設活用についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（小西秀延君） 担当課からのご説明が終わりました。質疑のお持ちの方はどうぞ。私のほうから単純なところからなのですけれども、民間で受け入れてくれるという今の単価と行政がかさ上げ、または新築した場合の立方メートル上の単価がかなりの差があるというふうに見受けられますが、これは主だった理由はどうしてこんなに民間と行政がやると差がこんなになってしまうのか、行政のほうで把握しているかどうか。ちょっとその点を先にお聞きします。竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 民間の単価とそれから町がつくった場合の処理単価の違い等についてですけれども。まずは建設費につきましては、これは積算する段階でコンサルに聞いた中で積算をさせてもらっています。ですから、ある程度定価の部分があります。それから維持管理等についても現在の維持管理の状況をそのまま当てはめた中で試算しておりますので、そういった分で幾分高めの維持管理になっているのかという部分があります。それに比べて民間のほうにつきましては、実際に建てる時に工事費の値引きだとか、それから維持管理をしていくときの人件費等の部分で町の部分よりも金額が低いという状況の中でこれだけの差が出ているのかというふうに捉えていました。以上です。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。前田委員。

○委員（前田博之君） 伺いますけれども、資料1から4はいいのだけれども、ここで工事費の事業費を出していますけれども、これの積算となる単価があると思うのだけれども、それはどのような部分の捉え方をしているのかということです。ということは19年、20年バイオマス施設が稼働するときいろいろなコスト計算して埋立の分の事業費もしました。そのときの単価は私も議会で質問していますけれども、よその町村から見たら平米当たりの単価がすごく高くマックスで見て、その事業費がこうだという根拠を出したけれども、ここで出てきている建設工事費、建設単価は何を基準にしてこの額になっているのかということです。それともう一つは、先ほど今後の進め方の中で説明がありましたけれども事業系のごみありますね、不燃ごみ。これはバイオマスの搬入のときに、具体的なことは言いませんけれども担当のほうは知っていると思いますけれども、その辺の整理をちゃんとしなければただごみの量が多くなって結果的に産廃のほうに持っていく額が多くなっていくと思うのだけれども、その辺の部分はどうなるのか。言っていることわかりますか。事業系ごみありますね。今までバイオマスにも運んできたやつがありましたね。それで結構

機械を壊したとかと言っていましたね。そういう部分は今はもう登別に行っているのだけれども、これは業者になったときにどのような扱いになるのかということです。その2点。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） それではお答えしていきたいと思います。まずバイオマスのバイオマス燃料化施設がスタートしたときの埋立地関係の積算の方法ですけれども、前田委員言われるとおり、あの当時はどこかに頼んで積算したということではなくて他市町村の価格を見ながらそれは決めたという部分になります。今回の単価につきましては、そういう他市町村を見たということではなくて、後ほど三上生活環境課主査のほうからご説明いたしますけれども、そういった部分で他市町村から引っ張ってきたというものではないです。今回の部分については、それからもう一つは事業系の不燃の部分ですけれども、事業系の不燃も可燃も燃料化施設では事業系の燃えるごみを処理をしていました。事業系の不燃ごみについては従来からずっと登別で処理をしておりますので、そういった部分でうちが持って行ったごみの割合で排出されてきます。焼却灰だとか、そういったものの埋立物は計算された中でこちらのほうで処理する形になります。ですから持って行った量に並行するという形になります。それからその不燃関係で施設の機器類が壊れたとか、そういった部分については不燃ごみが入っていたわけではないですけれども、可燃ごみの中に硬い物だとか、そういったものが入って燃料化施設の中では機器類が傷んだという部分があります。それは登別のほうにいても状況としては同じなので、全く登別の機器類が傷まないかということそうではないですけれども、ある程度ストレートに壊れないように前処理をした中で登別のほうは処理をしていると、こういった形になります。ですからうちが今度持ってくる灰だとか、そういったものについてはあくまでもうちが持ち込んだ量で計算をして、1年間 700 トンですと。これは見込みですけれども、そういった形でその分については白老町さんで処理をしてくださいと、こういうような形になります。

○委員長（小西秀延君） 三上生活環境課主査。

○生活環境課主査（三上裕志君） 建設コストの件なのですが、バイオマス燃料化施設の建設当時と比較しまして水の貯留、要は埋立地の中に貯留がいいと当時は言っていたのですけれどもそれがだめで、調整器をつくらなければだめだということになっていきますので、かさ上げの場合の建設費については当初よりもかなり高くなっているものと思います。その当時から比較しますと震災等の影響もあって建設コストも高くなっている現状があるということで今回の単価ということになっております。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 今回説明させていただきましたこの建設費につきましては、正式にコンサルに委託料を払って積算したものではないですけれども、コンサルにある程度相談しながらつくったものです。ですからコンサルとしては持ってくる単価というのは同単価だとか、そういった部分を引き出しながら積算していただいたというものであります。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。前田委員。

○委員（前田博之君） これは（株）マルトラさんも、これは（株）ケイホクさんはどうなのですか。これは（株）マルトラさんからいけば白老川すぐそばですね。この部分はもう縦覧されているみたいなのだけれども、漁組か何かの同意書とか、そういうのがいるのかどうか。もしいるとすればもう漁組のほうは同意しているのかどうか、その辺だけ伺っておきます。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 漁組の同意は必要になってきます。（株）マルトラさんのほうで説明と同意はいただいているというふうに報告は受けております。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 以前にも、去年の9月にも説明があったのですが、今回27年からということなのですが、これは実際27年4月から、まだこちら使えますので29年から移行されるような形になるのか、28年度まではなりません、ただ民間委譲はいつ決定されるのかとか、そういったことは今後の計画になるのですか。それともごみ処理の基本計画が26年度に作成されますね。この中で実施計画みたいなものができ上がってきて、そういったことがきちんと明確化されていくのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） ごみ処理基本計画につきましては前回ご説明させていただいて、その後10月に基本計画を策定しております。基本計画の中に今回の灰の処理は何月からというふうに定めておりませんので、その部分につきましては実行計画とか、そういった形の中でいつからというふうに今後決めていく形になると思います。先ほどちょっと話しましたが、4月1日からすぐ契約をして灰を持ってくるということにはならないので、それはちょっと期間が置いた中で、例えば6月だとかそういった形の中で契約というふうになると考えています。あくまでも1年間で700トン、要は1年間で白老町が処理をすればいいということなので後半に契約がずれていってもずれた部分を後半戦で処理していければ、それはオーケーなのです。というのは（株）マルトラさんまだできていませんので、その部分がありますので競争してもらおうという意味からも、でき上がるのが順調にいけば、順調にいけばという言い方は失礼かもしれませんが、予定としては7月末ということを知っておりますので、それから手続等々がありますから、7月1日すぐということにはならないにしても、後半戦でカバーできるという部分なので、そういった意味も含めて競争してもらった中で決まった業者さんで、（株）マルトラさんであれば何月から、（株）ケイホクさんはもう既にありますので契約を終わればすぐといった形の中で灰を処理していきたいというふうに考えています。

○委員長（小西秀延君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。埋立物ごとの見積もりをすることは焼却灰だけが（株）ケイホクさんにいくとかいう、そういうこともあるということですね。そうすると単価的にこの見積もり2万円何がしの見積もりが700トンあればそれでできるけれども、例えば破碎残渣のみしか見積もり合わせで取れなかったというような場合、民間企業さんにとって厳しい金額にな

らないのかどうかというのわかりますでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 3種類ありまして、それぞれ排出量が違ってくるのです。焼却灰については約56%です。焼却不燃物については約9%です。破碎残渣につきましては35%という推定をしています。ですから例えば見積もり合わせをして焼却不燃だけしかとれなかったとなれば、量的にはかなり少ないので金額的には、それしかないですから企業さんとしてはそれで経営が大きな痛手を与えるかということそうではないですけれども、量としては少ないので収入、売り上げとしてはちょっと減ってしまうという形になります。ですからどういう形で落札になるかというのが全然わからないことなので、物としてはそういう3種類ありますので。

○委員長（小西秀延君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。なぜ全部一括にしなかったのか、その理由をお願いします。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） まず量が確定していないということが一つと、それから先ほど言ったように物によって違うのです。参考見積もりの中では焼却灰と償却不燃物の見積りが2万円、焼却残渣については1万8,000円という、参考見積りですけれども今いただいています。ですから一度にできないという、できないというか単価契約でその物を受けて処理をしていきたいという考え方です。まず先ほど全部で700トンぐらいあるということなので。ですから700トンで例えば処理を委託契約すると、例えばこれが極端にいつか500トン減ったら契約とか変更とかそういった部分も出てきますし、ですから実績に合わせて支払いをしていきたいという意味も含めて単価契約にしたいということです。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 最初の話伺っていたときは今後これから民間移譲してきちんと契約をしていくということなのですけれども、焼却灰と埋め立てのものは焼却灰と不燃物と破碎処理の部分だというふうに見ていたのですけれども、物によって比重が違うとかいろいろ言っていますけれども、処分費も異なる。でも契約先は1カ所ですね。このごみを分けるということなのですか。この埋立物をあちこちに分ける可能性があるということなのですか。それとも計画箇所が1カ所で、入れるものによっては単価が違うことがありますという意味なのか。今話を聞いてどちらなのかちょっと迷ったのですが。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） まず埋め立てるものは3種類ありますということで、それぞれを単価契約、見積り合わせをしますので、例えば焼却灰については（株）マルトラさんについて、不燃物については（株）ケイホクさんに行く、こういったことはあり得ます。ですからその見積り合わせの結果に基づいて、灰なら灰だけを落札したところに運ぶと、このような形になると。初め同じ単価だというふうにご考えていたのです。ただやはり比重が違うので、要は1トンの金額

に対して体積が大きければ業者さんとしてはその分もらわないと埋立地に影響を与えるのでということなのです。さきの表に2万円というふうに書いていますけれども、1番高いのが2万円だったのでそういう形の中でちょっと表示させてもらっています。それから参考見積りとしては2万円という金額と、それから1万8,000円という参考見積りは出てきています。内訳を説明しますか。

○委員長（小西秀延君） 三上生活環境課主査。

○生活環境課主査（三上裕志君） 予算の部分になるのですが、先ほど言いました割合です、焼却灰56.3%、焼却不燃物が8.5%、破碎残渣については35.2%ということで、焼却灰と焼却不燃物合わせて64.8%につきましては単価2万円で見積りのほういただいております。破碎残渣の35.2%については1万8,000円で見積りをいただいておりますので、それぞれ700トンその割合で割り返しまして、それぞれ2万円と1万8,000円の単価で、27年度の当初予算に関してはそういうような提案をさせていただきたいと思っておりますが、この割合については実は今年度埋め立てしている部分で前半ちょっと、登別さんもクリンクルセンターで時間で毎日ちょっと出る物が違うのです。違う部分と、そのとき朝出る灰と、夕方出る灰の量が全然違うものですから、前半かなり量が少なかったということで、10月からちょっと若干持ってくる回数もふやしてしまして時間体の灰とか、残渣のものを持ってこさせてもらっています。それで今のこの割合を出していますので、それが新年度からは、5月ないし6月ぐらいから約10カ月間をかけてこの700トンを持ってくるというようになると、またその搬出のパターンが若干変わってくる場合もあるので、ちょっとその割合については何とも言えないところがあります。全体でこういう割合で灰とか残渣が出るのですけれども、それがきっちり白老町にも当てはまるかというそういう感じではなくて、なってくるので、できれば白老町としては処理単価の安い破碎残渣をいっぱい持ってくれば1万8,000円なので、安く処理代も済むのでそういう形でお願いしたいと思うのですけれども、そればかり持ってくるわけにはいかないで、その辺での駆け引きもあるので予算上ではその1万8,000円と2万円の差はつけなくて2万円の単価だけの積算をさせていただいております。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 一般廃棄物処分場の民間施設活用でやる場合、この法律根拠を教えてください。今まで民間に処分場使えないという話もあったのだけれども、これは法律が変わってこういうことができることになったのだけれども、民間に処理場施設使える、利用していいという法律の根拠、それと詳しいことは予算の委員会で聞きますけれども、登別から今まで衛生センターに運んでいましたね。今度は物によっては（株）マルトラと（株）ケイホクになって登別から運んでくる距離が短くなるのだけれども、その辺の部分の細かいことなのだけれども距離による運搬代というのは、今度はそちらの今運んでいる業者との料金というのは違ってくるのか。おおむねでみているからそんなに変わらないのか、その辺だけ。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） まず一般廃棄物を民間で処理するという法律の部分ですけれども、

法的にこれはだめですという法はないのです。要は一般廃棄物処理施設の許可を取ることが必要になってきます。産業廃棄物であれば産業廃棄物処理施設という許可が必要なのです。それは北海道の所管で、一般廃棄物については町の権限というふうになります。ですからまずは前段として産業廃棄物の処理施設として管理型で、当然許可を持っていますから機能は法に照らし合わせて問題ありませんといったような条件の中で、では一般廃棄物どうですかというふうに対比するので。既に許可が出ていますので問題はないということに結果としてなりまして、そこに対して一般廃棄物を処理していいですよという許可を白老町が行うということで法律上はそれで受け入れが可能になります。それから登別から今センターに持ってきているのが（株）マルトラさんと、それから（株）ケイホクさんのほうに運搬が代わるといった部分については今運んでいる業者さんとの話し合いの中では距離的にほとんど変わらないということなので委託料そのものは変わらないというふうな形で予算提案をさせていただくことになると思います。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 今の民間施設に転用できるという部分についてはわかりました。ただこれは始まる5年前にはもう民間で使ったらどうだということを提言していて、その後多分一般廃棄物処分業者もないからできないという部分もあるし、法的にもできないんだというような答弁を課長からか誰かからもらっていたはずなのです。もう5年前にはそういう活用すれという提案をしているのです。だけど今コスト計算して安いから入れるということになったのだけれども、その1年から5年間経って変わった、今の説明であればその当時もわかったはずなのです。だけどその当時もっと消極的な答弁だったと思うのだけれども、変わっていませんか。そこだけ。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 当時法律上だめだと言ったかどうかはちょっと記憶がないのですが、当時確かに民間が一般廃棄物処理施設をやっているという例は北海道にはないのです。そういった部分があった部分でそういった形で前例がないですよという言い方はしたような記憶があります。今の時点も、この今白老町がしようとしていることは道内ではないといえませんが。道外いけばどうなのとなるのですけれども、北海道としてはこういう例はないということです。だからできないという意味ではなくて、そういったような状況だということです。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 今ちょっと頭の中もまだ整理をしていないのですけれども、財政改革プログラムをちょっと見てみようと思ったのですけれども時間がなくて見てこられなかったのですけれども、こういうふうな形でかさ上げを将来的にはバイオマス燃料化がそのままいっているとかさ上げをするだけですむという形の中で灰はほとんど出ないので8年や9年は持つという計画の中でスタートしましたね。そういった中で26年からバイオマスを縮小してやっとな。それと財政健全化のほうの、こういうごみ処理に関する経費のその整合性というのは今後図られていくのかどうか。図られていくというか、またこういうふうな民間移譲という形で3年後からは正式にもう全部そういうのを利用していくわけですから、計画は32年までになっていますね。そういった中で今

後健全化計画のほうの見直しも何か大きな変化があれば見直していくということになっていきますから、そういったことを今後具体的にきちんとなつて、実施計画もでき上がった時点で健全化のほうの修正ということを行っていく予定はあるのかどうなのか、その点伺います。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） プログラムの関係ですけれども、今回民間さんのほうにお願いする形の中で灰の処理をスタートしまして、例えば3年、5年で終わるということでは考えておりませんで、10年ぐらいのスパンの中でお願いをしていきたいというふうに考えています。ということなので、そのプランが32年までで6年間あとありますので、それとそれからそのプランが完了してから4年ぐらいあるというような年数の中で、民間さんにお願いした部分についての次どうするのという部分については、将来的に民間さんに継続してお願いするのか、あるいはまた別の手法で新しい施設を町がつくるのかといったことは当然、その期間の中で検討した中でプランのほうに反映しなければだめだということになれば、それは変更をかけていくことでしょうし、健全化計画が終了していればまたその先の中で今後どうしていくと、こんなふうになるのかというふうに捉えています。ですからプランが動いている期間については新しい施設をつくったり、そういうことにはならないのかと。あくまでも民間処理施設を使いながらやっていくということになるのかと。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 今説明聞きながら、では32年までの間はどうかと。変わりますね。経費的なものとか28年から変わるわけですから、28年から変わったら32年までの4年間というのは計画がちよつと違ってきますね。こちらの処理のほうの。それはバイオマスがそのままいけば、今7、8年だから計画以上までいきますけれども、引っかかる部分、ダブってくる部分ありますね。32年の計画終わってからまたそのときの今の状況が民間移譲したものがついていけばまたその中で計画の中で進めていくか、計画がなければそのまま続けていく形になっていくのかもしれないけれども、この4年間のダブってくる部分というのをどのようにして計画の中に見てもらうのか。全然関係なくしていけるのか、それとも反対に。今32年以降ということは32年まではこの民間移譲してもプログラムには全然関係しなくて大丈夫ですという意味なのか、その辺ちよつとお伺いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） プログラム期間中については、処理単価の変更だとか、そういった部分があれば影響がまず一つ出てくるということがありますので、そういった部分があればその部分については見直しというのか、相談していかなければならないというふうに思っています。それから、あくまでも燃料化施設が今の状況ですということが前提になっていますので、仮に例えば燃料化施設のほうでまた何か新しい形の中で埋立地に行かないとだめなものが出てきたとすると、それはまた変更の対象になるのかと。影響があるとすればです。変更の対象になるのかというふうに考えています。ですから変更が必要だと、あるいは出てくるという場合についてはやはり財政と協議した中でやっていかないとだめなのかというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） これは理解としてはプランではプランをやっているときにはかさ上げをするというプランで進んでいて、それより料金が安くなるからプラン上には影響を与えないのだと。このプランでいくということで理解してよろしいでしょうか。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 財政改革プログラムの中でバイオマス燃料化施設を縮小してやったというのは26年からですね。それは計画の中には盛り込まれていないのですね。ことしからスタートしたから同時スタートだから縮小したものが入っているのですね。ただかさ上げの部分の建設費というか、そちらにやって登別に委託したでしょう。燃やせるごみとか全部それを灰は持ってこなければならぬということが前提としてあったわけですから、今かさ上げは間に合わないということになりましたね。それはプログラム中には計画には入っていないのですね。かさ上げの状況でバイオマス燃料化施設にきたときにかさ上げをしなければならぬか、それとも民間移譲しなければならぬという、その計画の中に予算は組まれているのではないかと私は思っていたのですけれども、それが民間移譲ということになると状況が変わりますね。予算の関係も全部。かさ上げが入った部分だと思ふのです。26年に登別で燃やしてもらおうようにして縮小したということは灰が白老に戻ってくるというふうの前に説明していましたね。そのかさ上げがもたなくなるという話もしていましたね。その中で民間移譲もするというふうになりましたね。今28年からはもういよいよ足りなくなるという話になりますね。だけどプログラムを立てているのは32年までですね。もちろん見直しはしていきますけれども、その中にダブってかさ上げをしなければならぬといった部分が民間移譲になるということになると、その差が出てきますね。そういったことをプログラムの中で整合性をきちんと図っていつているのか、どうなのかというふうに。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） かさ上げの部分については、プログラムの中には反映されていません。プランができるのと、燃料化施設を縮小するというのは同じような時期だったのです。燃料化施設を縮小するイコール灰がこちらで処理しなければならぬとだめだということになりましたので、かさ上げ部分をプランに反映しながら燃料化施設を小さくしたような組み立てということではできなかったのです。ですから施設は小さくするし、灰は白老町で処理するしと、こういったような形の中でつくったということです。ですから灰を持ってきてプランのほうに影響はないということになります。

○委員長（小西秀延君） ちょっと今プランも見てみたのですけれども、最初から大型公共工事はプランには一切入っていないのですね。

暫時、休憩します。

休 憩 午 後 14時00分

再 開 午 後 14時14分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） プログラムに関する部分ですけれども、ちょっと最終的な財政と今相談したのですけれども、財政のほうでも最終的な確認できなかったのもう少し時間をいただいて調べたいと思います。その財政健全化の部分とバイオマスの縮小そういった部分、それから縮小することによって発生する灰についてはプランとかつくっている段階でいろいろ二転、三転した部分がありまして、灰の処理についても当初は登別とか、そういったことも視野に入れながら進めてはきたのですけれども、そういった段階で町のほうに持ってくるという部分でのふえる経費について反映させているかどうかということは再度確認して、できれば30日に委員会があると思いますので、終わった後少し時間をいただいて説明をさせていただければというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 答えが出ないということなので、ごみ処理全体の中での整合性になると思いますので、それが範囲がどれぐらいまで認められていくのかというのは町としての判断もあろうかと思いますが、その点については判断をいただいてからお伝え願うということにしたいと思います。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 生活環境課としては廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、5年ごとにきちんと基本計画をつくるということをつくっています。その中にバイオマスの件が入ってきたり、それから灰が最初は登別で処分してくれるのではないかという話がまた白老になったと。そういうことからこの基本計画ができ上がったときと、それから財政健全化のできたときと、バイオマスの体制が変わったときと一緒になっているのです。ですからこれもこの基本計画も5年ごとに改正をしていくということにはなって、大きな出来事があったら変わっていくということもありますので、どちらにしてもこういう計画がきちんと基礎になっていくのだと思うのです。ですからこれが実行計画ができたときに健全化計画ときちんと整合性ができていないと基本計画、実行計画が全然浮いてしまうような形になると思いますので、その辺をきちんと入れながら実行計画をつくって示していただければ、それは後になると思いますけれども、まずはその辺きちんと分けて教えていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） その部分についてはもう一度きちんと調べて、きちんとしたお答えを31日にさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） ほか、ございますか。本間委員。

○委員（本間広朗君） 資料6なのですけれども、一般廃棄物処理業者の許可を取得して単価契約をしてから、ごみを運んでくるということなのですね。（株）ケイホクがこの施設許可というのがありますね。これはこの許可年月日が平成25年1月27日、（株）マルトラさんは今造成中だから、これは一般廃棄物の許可をもらって、来年度に許可をもらって、例えば何年間とか10年間とか、（株）マルトラさんはこれからだと思うので10年間。（株）ケイホクさんは許可の有効期限が平成30年1月。これは特に関係なくて、例えば何年間とかという、許可をもらって使えるという話なのかどうなのか。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） （株）ケイホクさんの許可の有効期間の部分ですけれども、平成30年まで許可を取っています。白老町が一般廃棄物を取り扱っていいですよという許可を出すのはあくまでもその産廃に合わせようと思っていますので30年という形になると思います。ただその部分は（株）ケイホクさん30年でその埋立地は終わらないので変更をかけることになるのです。ですから今すぐ27年から変更はかけないでしょうけれども、ある程度の時期がきたら30年から、例えば35年まで延長しますといった手続きを道のほうに取ると思うのです。その時点で白老町も合わせて許可は変更していこうというふうに今考えています。

○委員長（小西秀延君） 本間委員。

○委員（本間広朗君） これは新たなそういうところというのは、まだそういう余裕があるというか、敷地というか、そういうのがあるのかどうか。（株）ケイホクさんはもう30年で恐らく面積見ればわかるのだろうけれども、ちょっとその辺わからないので、当然これからずっと継続して何十年もやっていくのかどうなのか。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） （株）ケイホクさんの今の埋め立ての状況ですけれども、ちょっと写真ではちょっとわかりづらいのですけれども、大分残っています。なので今の取扱量からしていくと有効期間の中でいっぱいになってしまうということにはならないというふうに会社の方が言っていますので、そういう形なものですから、その申請をする時点であと何年ぐらいだという計算はするはずなので、その中で何年後になるというふうになると考えています。

○委員長（小西秀延君） 本間委員。

○委員（本間広朗君） 今後はそうしたら特にそういう心配はないというか、しばらくは大丈夫なのかと思いますが。それとちょっと話はまた別なあれなのですけれども、（株）マルトラさんのこの写真あるのですけれども、この横にある建物は鶏舎ですか。先ほどちょっといろいろ川の問題とか、汚染とかちょっと質問が出ていたのですけれども、例えばこの鶏舎を経営している方々、多分これは焼却灰とかいろんなものが入ってくるとなると影響がないものなのかどうか、飛んだりというか、そういう鶏舎に影響がないのか、その辺ちょっと。どういうことを業者に伝えているのかどうか聞いておきます。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 隣の鶏舎を経営している会社さんには（株）マルトラさんのほうからこういうことですよという説明は当然しております、扱うものについてもこういうものですよという説明はしております。町がお願いする灰については、もともとその焼却灰を取り扱える中での許可はいただいているのですけれども、焼却灰そのものは飛散しないように薬品を入れて、がちがちではないですけれども、飛ばないという手法を取らせてもらっていますので、そういった形の中で搬入してくるので、それが飛散するという事はないというふうに捉えています。

○委員長（小西秀延君） ほか、質問ございますか。吉田委員。

○委員（吉田和子君） ほかの読んでは質問してすみません。前回の説明のときにこのように話

をしているのです。受け入れできる業者、料金と量の打ち合わせがオーケーとなり委託にということの状況になって、ある程度道筋ができたなら説明をしますということで、そのときに資料として民間移譲する場合の単価等も出して説明されているのです。そのときは 10%の消費税の計算の中で、あのときも 10%といいながら延ばすというふうにはなっていなかったのに 10%の計算だったと思うのですが、そのときよりも単価がちょっと上がっているような気がするのですけれども。2万1,600円というのが、一応単価でしょう。2万4,408円が単価ですね、今回の説明で。これを8%にと言っているのですね。ここにそのときにこういうふうに説明しているのです。処分費用の改定、燃料費の高騰により若干の経費増は見込まれるが、その民間移譲とか、新しく新設した場合とかさ上げした場合よりも安価で処分が可能になるのですというお話だったのです。それはもう安くなるというのは今回の説明でわかったのですが、そのときの単価とちょっと違うものですから、そのときは10%で燃料もまだ高いときだと思えるものですから、今は8%で計算してもこの燃料の高騰による違いというのは、今回かなり燃料が20円以上下がっていますね。そうなるのかなりやはり単価に影響が出てくるというふうに考えられますか。今後また上がる可能性もあるのですけれども、そういった計算を今回はしてこれは出ているものなのか、それとも単価の計算したときのものはそのときそのままの標準で計算をして出されているのか。それとも今は8%で今の燃料価格とか、そういったものを含めた計算なのか、その辺ちょっと教えてください。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 前回ご説明した部分については、単価については消費税の部分は8と10で違っていますということと、もう一つ循環資源利用促進税というのがあるので、これがトン当たり1,000円を加算しております。北海道との協議の中で最終的に一般廃棄物なので、その税はかからないということになったので、そこが変わっている部分になります。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） それでわかりました。ここにそれが書いてあったのでそれを2番目に聞こうと思ったのですけれども、それで少し単価が下がったのですね。わかりました。燃料費の影響というのはやはり10円とか、20円下がると大分違うのでしょうか。その辺はまだ考えていませんか。燃料費というのは運搬費の燃料費ですね。先ほど聞いているから。処分には係らないですね。先ほど聞いてのですが答えがなかったものですから今もう1回確認したのですけれども。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 燃料費の関係ですけれども、全く関係なくはないと思うのです。例えばその埋立地で灰を持ってきたことによってその灰を均したりだとか、それからそういったようなことを重機使いますので、そういった部分で燃料費を使うということがありますので、処分そのものにも燃料費は少し影響すると思います。それとそれから運んでくる部分についても当然ガソリン代がかかりますので、そういった部分で上がったり下がったりすれば影響が出るということです。

○委員長（小西秀延君） ほか、ございますか。質問がないようであれば、本日の委員会協議会は

これまでとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは以上をもちまして、総務文教常任委員会協議会を閉会いたします。お疲れ様でございます。

（午後 2時28分）